

長崎市規則第 103 号

長崎市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 / 日

長崎市長

鈴木史朗

長崎市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

長崎市職員安全衛生管理規則（昭和 49 年長崎市規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条中「（教育委員会事務局に置く委員会にあっては、13 人）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる委員会にあっては、それぞれ当該各号に定める委員数で組織する。

- (1) こども部安全衛生委員会 5 人
- (2) 教育委員会安全衛生委員会 13 人

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 22 日から施行する。